

国立大学法人一橋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人一橋大学役員給与規程により、役員賞与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改訂なし

理事

改訂なし

理事(非常勤)

改訂なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改訂なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 21,120	千円 13,620	千円 5,457	千円 2,043 (地域手当) 0 (通勤手当)			
A理事	千円 17,063	千円 11,004	千円 4,409	千円 1,650 (地域手当) 0 (通勤手当)			
B理事	千円 17,170	千円 11,004	千円 4,409	千円 1,650 (地域手当) 106 (通勤手当)			
C理事	千円 17,182	千円 11,004	千円 4,409	千円 1,650 (地域手当) 118 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 ()	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

採用の抑制、事務組織の改革、業務の合理化・簡素化等により人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準の決定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に基づき、一般職員については一般職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定、昇給、昇格の実施を実施し、教育職員(助手は除く)については教育職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じた成績率に基づき支給している。
本給月額 (昇給)	昇給日前1年間の勤務成績に応じた昇給区分、昇給の号俸数を定め、昇給させている。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・本給 平成23年4月に若年・中堅層(43歳未満の職員)に対し、これまで抑制してきた昇給を1号俸回復させた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	484	46.7	8,413	6,253	107	2,160
事務・技術	131	40.8	5,938	4,503	105	1,435
教育職種 (大学教員)	349	48.9	9,355	6,920	109	2,435
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)、及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、記載していない。

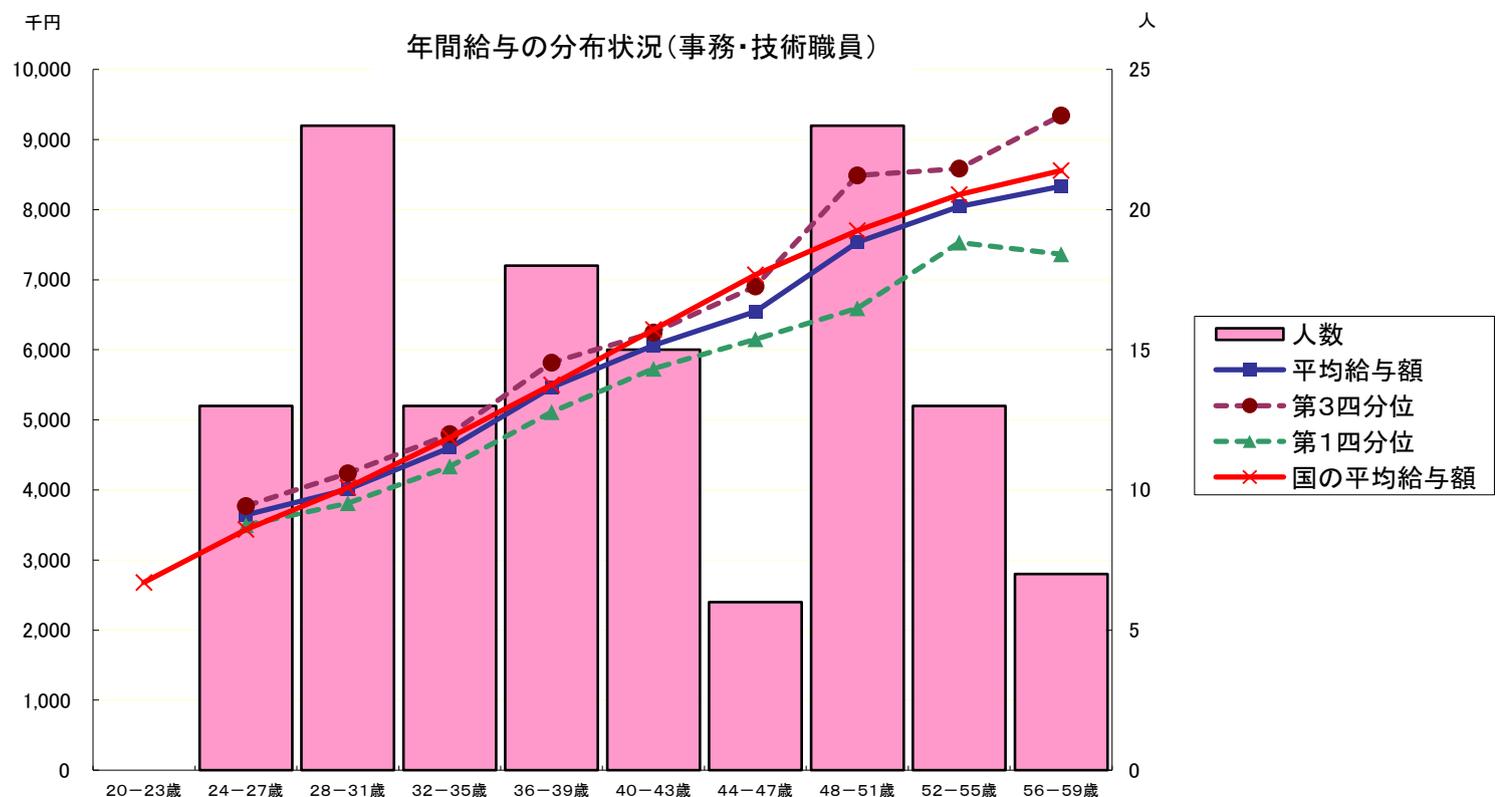
[年俸制適用者]

非常勤職員	6	45	6,443	4,861	210	1,582
事務・技術	3	44.5	6,631	4,988	232	1,643
教育職種 (大学教員)	3	45.5	6,255	4,734	188	1,521
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



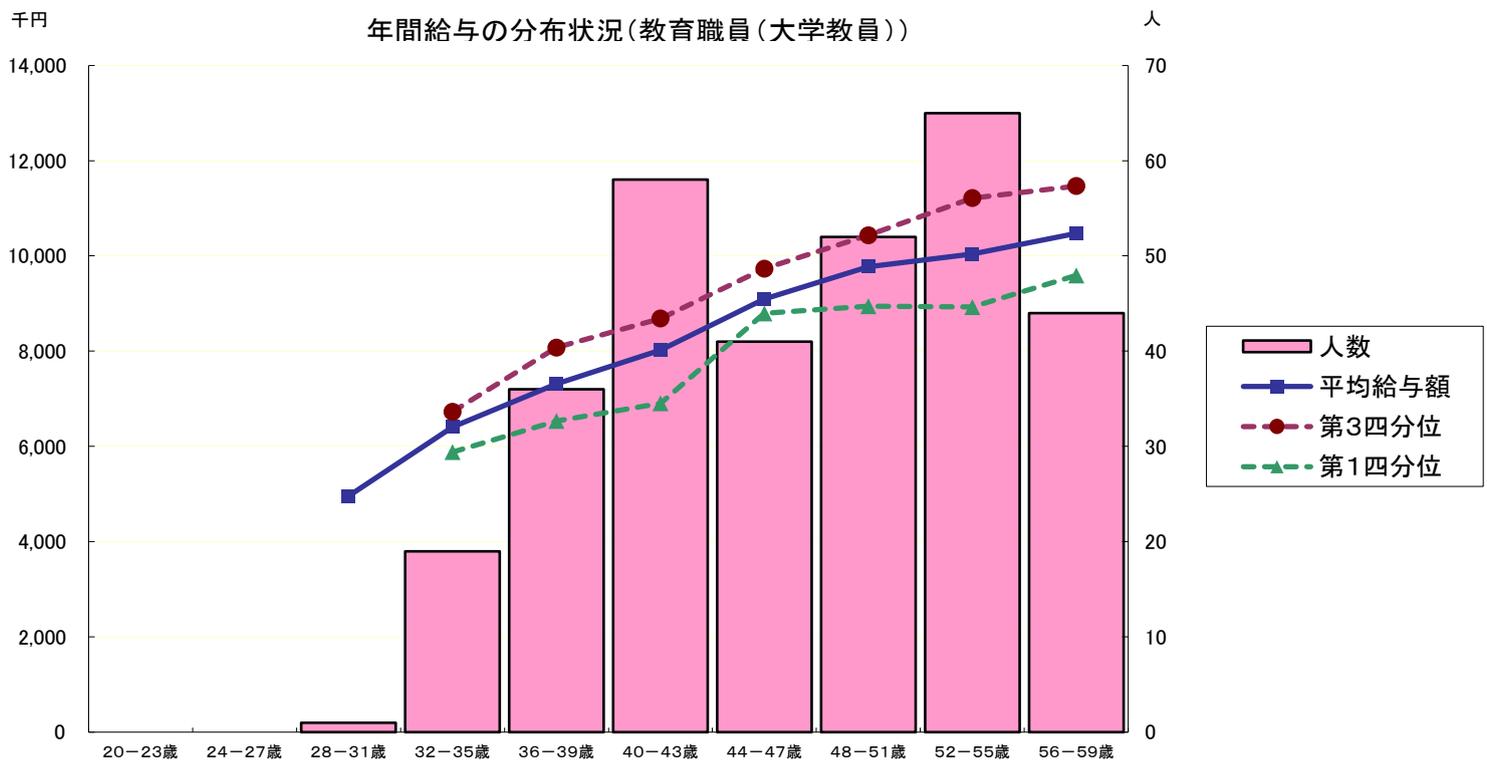
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
・部長	2					
・課長、室長、事務長	18	53.2	8,438	8,834	9,261	
・課長代理	13	51.3	7,049	7,183	7,530	
・主査	51	41.7	5,191	5,800	6,412	
・主任	3	45.2		5,611		
・一般職員	44	30.5	3,608	4,080	4,301	

注1:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:主任の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	192	53.3	9,920	10,745	11,444
・准教授	71	42.7	7,984	8,404	8,800
・講師	19	36.8	6,383	6,705	7,046
・助教	5	36.7	5,560	5,901	6,238
・助手	62	47.0	6,328	6,620	6,970

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	主査	課長代理	課長、室長、事務長
人員 (割合)	131	16 0.122	30 0.229	48 0.366	16 0.122	9 0.069
年齢(最高～最低)		31～25	51～27	57～34	56～47	57～42
所定内給与年額(最高～最低)		3,031～ 2,471	4,525～ 2,712	5,307～ 3,405	5,665～ 4,649	6,614～ 5,428
年間給与額(最高～最低)		3,936～ 3,264	5,973～ 3,602	6,984～ 4,584	7,612～ 6,227	8,586～ 7,363

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長、室長、事務長	部長	部長	局長	局長
人員 (割合)		10 0.076	2 0.015			
年齢(最高～最低)		59～48				
所定内給与年額(最高～最低)		7,558～ 6,728				
年間給与額(最高～最低)		9,935～ 8,793				

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	349	0	67 0.192	19 0.054	71 0.203	192 0.55
年齢(最高～最低)			62～30	42～32	56～33	62～41
所定内給与年額(最高～最低)			5,667～ 3,709	5,827～ 4,142	7,431～ 5,354	11,316～ 6,108
年間給与額(最高～最低)			7,530～ 4,958	7,754～ 5,607	9,732～ 7,240	15,244～ 8,375

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.1	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.9	% 34.0
	最高～最低	% 44.6～32.0	% 44.7～29.6	% 44.7～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 40.5～32.5	% 37.8～30.0	% 37.7～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.4	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37	% 34.6	% 35.7
	最高～最低	% 45.2～33.2	% 41.8～31.0	% 43.4～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.3	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.7	% 33.9
	最高～最低	% 45.2～32.9	% 47.4～30.5	% 46.1～31.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.1

対他の国立大学法人等

111.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

106.1

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.1	
	参考	地域勘案 96.6
		学歴勘案 96.5
		地域・学歴勘案 96.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.7% (国からの財政支出額 6,187百万円、支出予算の総額 11,513百万円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 指数が100未満で累積欠損もなく、適切な給与水準であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】 —	
講ずる措置	今後も適切な給与水準を維持してまいりたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

103.1

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,843,098	4,869,724	△ 26,626	△0.5	△ 26,626	△0.5
退職手当支給額 (B)	717,537	598,947	118,590	19.3	118,590	19.3
非常勤役職員等給与 (C)	1,070,558	1,060,765	9,793	0.9	9,793	0.9
福利厚生費 (D)	692,268	660,163	32,105	4.9	32,105	4.9
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,323,461	7,189,599	133,862	1.8	133,862	1.8

注:「退職手当支給額」欄においては、国の常勤職員に相当する常勤職員に係る退職手当支給額のみを計上しているため、財務諸表付属明細書の「10.役員及び教職員の給与の明細」における退職給付の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年比に関し参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、採用抑制措置等による計画的な人員削減等により、前年度と比較して0.5%の減少となった。

退職手当支給額については、前年度比較して19.3%の増加となった。

非常勤役職員等給与については、競争的資金等外務資金の増加による非常勤職員の雇用に伴い、前年度と比較して0.9%の増加となった。

これらにより最広義人件費は1.8%の増加となった。

②人件費削減の取組の状況

i) 中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人権費削減の取組を行う。

ii) 中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,743,897	5,308,850	5,252,638	5,222,055	5,075,188	4,869,724	4,843,098
人件費削減率 (%)		△7.6	△8.6	△ 9.1	△ 11.6	△ 15.2	△ 15.7
人件費削減率 (補正值) (%)		△7.6	△9.3	△ 9.8	△ 9.9	△ 12.0	△ 12.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり。平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:上記平成23年度の人件費削減率(補正值)では△12.2%という数値であるが、人権部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△9.0%という数値となる。

注3:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直し関連した措置について。

役員:検討中

職員:労使交渉中